

# 立川市経営改善 緊急支援金



コロナ禍が落ち着いて以降も長引く物価高騰等の影響が続く中、専門家のアドバイスを踏まえた経営改善計画を立てる等、経営体制の強化に向けた取り組みに着手する中小事業者に対し、支援金を支給します。

## 支給金額

	売上（収入金額）	支給金額
個人事業主 ・ 法人	1,000万円未満	100,000円
	1,000万円以上～1億円未満	200,000円
	1億円以上	300,000円

制度概要は裏面をご参照ください

申請期限

## 令和6年12月2日まで

令和5年4月1日から令和6年9月30日の間に、専門家※による経営相談を実施し、課題解決に着手していることが条件となります。

※専門家は経済産業省の「認定経営革新等支援機関」に登録されている商工会議所や金融機関、各種士業（中小企業診断士、税理士、会計士ほか）等となります。詳しくは「認定経営革新等支援機関 一覧」よりご確認ください。

申請のながれ

1.	<b>専門家に経営相談を実施</b> (申請内容確認書の裏面もしくは経営計画書の作成)
2.	<b>立川市へ申請書を提出</b> (提出と前後して計画書に基づき改善の取り組み実施)
3.	<b>立川市の審査・支援金支給</b> (支援金受給後、経過報告書の提出)

申請内容について、認定支援機関への内容確認・計画の進捗確認を実施する場合があります。

主な対象要件

- 1 中小事業者に該当する（次の①②のいずれかに該当する）
  - ①中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる法人または個人
  - ②中小企業信用保険法第2条第1項第5号に掲げる医業を主たる事業とする法人及び同項第6号に掲げる特定非営利活動法人
- 2 令和5年4月1日から令和6年9月30日の間に、経済産業省認定経営革新等支援機関に登録されている専門家による経営相談を実施し、課題解決に着手していること

上記は立川市経営改善緊急支援金の対象要件を一部抜粋したものです。申請にあたっては、立川市ホームページ「経営改善緊急支援金」に掲載の説明書等を必ずご確認ください。

立川市ホームページ  
「経営改善緊急支援金」  
QRコード



【問い合わせ先】

立川市 産業振興課商工振興係 経営改善緊急支援金担当

☎ 042-523-2111 内線2655・2645